

嘉麻市分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 8 月

福岡県嘉麻市

目 次

1	計画策定の意義	P 1
2	基本的方向	P 1
3	計画期間	P 1
4	対象品目	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	P 3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算出法	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P 6

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要があります。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として国内における資源循環する仕組みを構築していくためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物の分別収集及び排出抑制に取り組むことと併せてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき製品プラスチックの分別収集及び 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことにより、廃棄物処理施設での処分量削減を目的としたものであります。

また、廃棄物循環型社会の形成を図るためには、より一層、取組を推進する必要があるため、今後本計画の普及啓発を兼ねて推進していくにあたり、市民・事業者・行政それぞれの役割及び分別収集に対する意識を高め、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進による循環型社会の構築を進めます。
- ・市民や事業者へ、容器包装リサイクル法における取組みの意識付けと啓発を行います。
- ・廃棄物の適正処理を一層促進し、地域環境の保全を図ります。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、包装紙等の紙類、段ボール、ペットボトルを対象とします。

また、プラスチック資源循環法に基づき、令和12年度に新清掃工場の開設予定に伴い製品プラスチックを分別対象に加えます。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,799	1,764	1,729	1,696	1,663
製品プラスチック	66	65	64	62	61

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図ります。

- (1) 古紙類等収集の推進
市内各庁舎にて段ボールや古紙類の拠点回収を実施しており、ごみの減量化と再資源化を推進します。
- (2) 古紙等資源回収団体の奨励
市内の各種団体（行政区、子ども会等）の資源回収活動に対し、回収量に応じた奨励金を交付することで、ごみの減量化と資源の有効利用を推進します。
- (3) 啓発活動
ごみの分け方や出し方、3Rについてなどを広報誌やホームページ等により周知し、リサイクル推進の必要性等の認識を高めます。
- (4) 環境教育の推進
市内の小学生を対象とした施設見学や社会科授業への職員講師の派遣により、環境教育の推進及び学習の促進を図ります。
- (5) 製品プラスチックの分別
令和12年度に新設する新清掃工場の開設予定に伴い、製品プラスチックの分別収集を開始します。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余年数、処理施設の状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度や嘉麻市、ふくおか県央環境広域施設組合が有する施設の状況等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集の種類及び区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主としてガラス製の容器であって、飲料・食料を充填するためのもの ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	あきかん あきびん
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器を除く。）	紙類
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位：t)

	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
主としてスチール製の容器	8		8		8		7		7	
主としてアルミ製の容器	38		38		37		36		35	
無色のガラス製容器	(合計) 27		(合計) 27		(合計) 26		(合計) 26		(合計) 25	
	(引渡数量) 27	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 27	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 26	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 26	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 25	(独自処理数量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 59		(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55	
	(引渡数量) 59	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 58	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 57	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 56	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 55	(独自処理数量) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 29		(合計) 29		(合計) 28		(合計) 27		(合計) 27	
	(引渡数量) 29	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 29	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 28	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 27	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 27	(独自処理数量) 0
主として紙製の容器であって飲料を重点するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0
主として段ボール製の容器	15		15		15		14		14	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 1	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 1	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 1	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 1	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 1
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 78		(合計) 77		(合計) 75		(合計) 74		(合計) 72	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 78	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 77	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 75	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 74	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 72
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0
	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 61	
	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 0	(独自処理数量) 0	(引渡数量) 61	(独自処理数量) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

＜算定式＞

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

＝直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
33,186人 (対前年度比) 2.00%減	32,524人 (対前年度比) 2.00%減	31,874人 (対前年度比) 2.00%減	31,238人 (対前年度比) 2.00%減	30,615人 (対前年度比) 2.00%減

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
(法第8条第2項第5号)

収集体制は現行の体制を活用します。なお、令和12年度に新規清掃工場の開設予定に伴い製品プラスチックの収集を開始します。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管 等 段 階
缶	スチール	あきかん あきびん	委託業者による 定期収集	ふくおか県央 環境広域施設 組合
	アルミ			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス その他ガラス			
紙類	段ボール	段ボール	集団回収 拠点回収	資源回収業者
	紙製容器包装	紙製容器包装	拠点回収	
チックス	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集	委託業者
製品 チックス	製品プラスチック	製品プラスチック	拠点回収	ふくおか県央 環境広域施設 組合

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
(法第8条第2項第6号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	中間処理
スチール	あきかん	袋	ふくおか県央環境 広域施設組合 リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
アルミ	あきかん	袋	
無色ガラス	あきびん	袋	
茶色ガラス	あきびん	袋	
その他ガラス	あきびん	袋	
段ボール	段ボール	回収ボックス	資源回収業者
紙製容器包装	紙製容器包装	回収ボックス	
ペットボトル	ペットボトル	袋	委託業者
製品プラスチック	製品プラスチ ック	回収ボックス	ふくおか県央環境 広域施設組合

なお、令和12年度に新規清掃工場の開設予定に伴い製品プラスチックの収集を開始します。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 分別の区分と基準に則って適性に排出されるように、広報誌やホームページ等による啓発に努めます。
- (2) 古紙等資源回収団体に対する奨励を継続するとともに、これらの団体を利用できない市民に対しては、市内各庁舎で実施している拠点回収を利用するよう、普及啓発に努めます。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、連携して啓発に努めます。